

# 学びあい育ちあい推進審議会 令和2年1月定例会要点録

---

令和2年1月16日（木曜）

出席委員	学校教育の関係者	
	委員	關口 寿也
	委員	山川 毅
	社会教育の関係者	
	委員	青木 ひとみ
	家庭教育関係代表	
	委員	鵜澤 千秋
	委員	大原 立江
	学識経験者	
	委員	炭谷 晃男
	公民館利用者代表	
	委員	浅井 智子
	委員	野口 享子
	公募市民	
	委員	鯨井 俊彦
	委員	水島 穂乃香
図書館協議会代表		
委員	玉木 康平	
欠席委員	委員	小泉 良司
	委員	梅澤 佳子
	委員	内野 秀重
出席職員	教育部長	須田 雄次郎
	教育企画担当課長	加藤 大輔
	文化財担当課長	藤田 純
	永山公民館長	北方 静史
	関戸公民館長	安達 仁
	図書館長	横倉 妙子
	文化・市民協働課	古谷 真美
	スポーツ振興課	鈴木 隆史

---

(開会時刻：14時30分)

議事録署名委員：大原副会長

## 議事次第・配布資料

### 〔報告事項〕

- 1 令和元年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会  
交流大会・社会教育委員研修会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 1】
- 2 八ヶ岳少年自然の家利用料金の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 2】
- 3 川井家住宅主屋、旧川井家住宅土蔵の国の登録文化財（建造物）に  
関する答申について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 3】
- 4 公民館事業進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 4】
- 5 公民館施設使用状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 5】
- 6 ヤマト運輸株式会社との連携協定による  
図書館資料返却サポートサービスの開始について・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 6】
- 7 多摩市スポーツ推進計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 7】

会 長： 本日欠席の委員は、小泉委員、梅澤委員、内野委員である。また、山川委員から遅れる連絡をいただいている、ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しているため令和2年多摩市学びあい育ちあい推進審議会1月定例会を開始する。会議録署名委員は大原副会長にお願いする。

教育企画担当課長： ー（配布資料の確認）ー

### 〔報告事項〕

- 1 令和元年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会  
交流大会・社会教育委員研修会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 1】

会 長： 12月14日に三鷹市公会堂で令和元年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会・社会教育委員研修会が開催された。2部構成となっており、第1部は式典と各ブロック幹事市によるブロック研修会の実施報告であった。第3ブロックについては、前回定例会でお示しした報告資料に基づいて私から報告させていただき、多摩中学校の地域学校協働活動の取り組みを紹介した。他ブロックで開催された研修会の報告資料をぜひ見ていただきたい。第2部は社会教育委員研修会ということで、能楽師の青木一郎先生をお招きして、実演もはさみながら能の世界の楽しみ方や作品の解説、「羽衣」を参加者で謡ってみるなど、日本の伝統文化に触れることができた。

質 疑 ・ 意 見      なし

- 2 八ヶ岳少年自然の家利用料金の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 2】

教育企画担当課長： 昨年6月に、令和2年4月からの消費税率改定に伴う利用料金上限額にかかる条例改正を行った。多摩市立八ヶ岳少年自然の家は、利用料金制指定管理者制度を導入しており、条例で定めている利用料金上限額の範囲内で指定管理者から教育委員会への協議により利用料金を決定するものである。昨年12月に指定管理者から協議

があり、令和2年4月からの利用料金を教育委員会の会議で決定した。基本的には昨年6月に定めた利用料金上限額と同額であるが、宿泊利用料金のうち市民又は富士見町民以外の子ども料金については、市外の子ども団体の利用を呼び込むために昨年4月から利用料金上限額の範囲内で減額している金額をベースに消費税増税分を上乗せしているため、利用料金上限額とは異なる利用料金を設定している。また、食事料については、昨年10月の消費税率改定に対応して10月から料金を改定している。

会 長： 食事料について、今回は改定しないのか。

教育企画担当課長： 食事料は昨年10月に改定を行った。宿泊料等については、市全体の利用料金改定を3年に一度見直していることから、これと併せて今年4月に利用料金を改定する。食事料は別の扱いであるため、先んじて改定を行った。

### 3 川井家住宅主屋、旧川井家住宅土蔵の国の登録文化財（建造物）に

関する答申について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 3】

文化財担当課長： 昨年11月15日に、文化庁の文化審議会から新たに133件の登録有形文化財について文部科学大臣へ答申が行われた。この中に鶴牧地区に所在する「川井家住宅主屋」（以下「主屋」）及び「旧川井家住宅土蔵」（以下「土蔵」）が含まれている。答申後は官報告示をもって登録され、登録プレートが発送される予定である。平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって有形文化財の「文化財登録制度」が導入され、令和元年11月1日時点では東京都内で390件、全国で12,261件登録されている。今回新たに登録されるものを含め、12,590件になる予定である。

主屋は明治18年頃に建設され、多摩ニュータウン建設による著しい開発の中で唯一残った建物である。開発により消滅した市内及び周辺地域に数多く存在した養蚕農家としての構造や、土蔵とシダレザクラの配置による多摩の原風景を文化的景観として後世に継承するために申請を行った。「旧」がついているのは、土蔵及びシダレザクラが平成23年に多摩市に寄贈されたためであり、主屋には現在も川井家がお住まいである。所在場所は、鶴牧西公園の西側に位置し、小田急多摩線唐木田駅から徒歩5分ほどの場所である。

今後の主屋及び土蔵のあり方については、隣接する鶴牧西公園の整備と併せて関係所管課の間で保存及び活用方法を検討していく。

質 疑 ・ 意 見      なし

### 4 公民館事業進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 4】

### 5 公民館施設使用状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 5】

永山公民館長： 永山公民館について報告させていただく。事業進捗状況について、項番2「ベルブゼミ」は現在進行中の事業であり、全8回の講座のうち6回が終了し、参加者は老年学をテーマに熱心に学ばれている。今後は高齢福祉課の協力を得ながら進めてい

くところである。項番4「子育て支援講座」は既に終了したが、コンサート1回を含み236名が参加した。参加者は小さい子どもを持つお母さんが多く、積極的に講座を続けるためにアフターグループの活動もしている。2月10日には夫婦や親子のコミュニケーションに関する講座を実施することになっている。項番16「市民講座」で行っていたギター講座も終了し、前回のギター講座後から活動を続けてきたアフターグループに合流した参加者も何人かいる。項番20「TAMAシネマフォーラム」は、昨年11月から12月にかけて本祭が行われ、延べ10,902名参加された。今回はパルテノン多摩が改修で使用できなかったため、中央大学を会場に授賞式を行った。例年11,000から12,000名参加されていたことから、若干減少しているが想定よりは多い参加人数であった。

資料には載っていないが、先日ギャラリーを借りる予定だった市民団体が予約をキャンセルしたため、直前に京王聖蹟ショッピングセンターの通路で秘書広報課が行っていた市民が撮影して多摩市のインスタグラムに載せた写真の展示があったことから、こちらからお声がけして永山公民館でも展示させていただいた。急遽展示が決まったため告知はあまりできなかったが、多くの方に見ていただいた。市民が撮影した写真や、多摩ニュータウン建設時、昭和46・47年の入居時等、多摩市の昔の写真を懐かしそうに眺めていた方が多く、印象的であった。また、1月30日に都立多摩桜の丘学園の方をお招きしてボッチャの体験会を開催する予定である。その後ボッチャの体験ができるスペースを1週間程度確保し、設置したい。施設使用状況について、昨年度11月の使用率72.7%に対して今年度11月は68.6%と少し下がっており、使用人数も9,225人から8,771人に減っていることが心配である。続いて昨年度12月の使用率69.7%に対して今年度12月は69.9%であり、使用人数は7,503人から7,803人に増えている。

関戸公民館長： 関戸公民館について報告させていただく。事業進捗状況について、項番3「地域課題講座」では、⑤愛宕かえで館で「ふろしき」の講座を実施した。昨年度は親子を対象にしたところ、参加者を集めることに苦戦したが、今年度は高齢者の参加者が多かった。項番7「秋の親子茶道教室」は、昨年11月に実施され、8組の親子が参加された。項番13「市民講座Ⅱ」では、昨年引き続き社会福祉協議会と連携して地域福祉推進委員を対象として、ファシリテーターを養成する講座を開催している。項番17「市民ロビー活用事業」では、市民団体等がコンサートや催事を延べ13回実施し、2,610名が参加された。長く続けている事業であり、今年度は実施回数も増えて認知度が高まってきた。また、項番9「職場体験等の受入れ」では、昨年10月から11月にかけて和田中学校の生徒を受け入れた。同じ時期、多摩市がアイスランド共和国の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地に決まったことを受け、中学生が写真等を用いてキャプションを作り、現在市民ロビーで展示を行っている。7階の通路では、多摩市国際交流センターの方に協力していただき、アイスランド共和国の風物や食事等を紹介する写真

の展示を行っている。

施設使用状況について、昨年度11月の使用率66.0%に対して今年度11月は62.4%と約4ポイント下がっており、ホールの使用率が76.8%から67.8%に下がったことの影響だと考えられる。11月は毎週末市民文化祭のような行事があり大盛況だった一方で、週末の施設予約が抽選のためなかなか当たらないというご意見もいただいた。続いて昨年度12月の使用率59.1%に対して今年度12月は41.5%と2割近く使用率が下がっているが、当初12月から予定していた改修工事及びその騒音が心配された影響を受けたためである。

会 長： 今週末は公民館等利用者懇談会も予定しているところである。その場で利用者の声を聴きたい。

## 6 ヤマト運輸株式会社との連携協定による

### 図書館資料返却サポートサービスの開始について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 6】

図 書 館 長： 多摩市とヤマト運輸株式会社が連携協定を締結し、ヤマト運輸株式会社が多摩市内3か所に展開しているサービスステーション（以下「ネコサポステーション」）に図書館から借りた資料を返却できる図書返却ボックス（以下「ボックス」）を設置することを始める。ネコサポステーションは、グリナード永山店、永山店、貝取店の3か所に展開しており、主に買い物や家事の代行サービス、店舗内外でイベントを開催している。この事業は、国土交通省が推奨している地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築に関するモデル事業の中で、買い物の弱者対策としてヤマトホールディングスと独立行政法人都市再生機構と多摩市の3者が連携し、2016年4月からサービスを展開している。今回始めるサービスについては、ネコサポステーションの会員に限らず図書館利用者であれば、だれでも立ち寄って図書を返却し、利用できるものである。市内3か所のネコサポステーションに新たにボックスを設置することで、買い物ついでに図書が返却できたり、普段なかなか図書館に行く機会がない方も借りた本を返却しやすくなるなど、利便性を高めて継続的な図書館の利用につなげたいと考えている。また、設置するボックスは施錠し、利用者が直接投函口に投入することでネコサポステーションスタッフは図書を取り扱わず、利用者が何を読んだかという情報を保護している。サービス開始に至った経緯としては、ヤマト運輸株式会社からの地域貢献の一環としてネコサポステーションと図書館で連携事業ができないかという提案に基づいて、図書館としてできることを両者で検討を進めて事業実施に至った。

事業開始は3月3日からであり、1月下旬からたま広報や市公式ホームページ、図書館ホームページや周辺公共施設での掲示を通じて周知していきたい。また、2月28日から3月2日までの間にグリナード永山で開催する「ほんともフェスタ」でボックスのお披露目及び事業開始の周知を行う予定である。「ほんともフェスタ」では、市内の学校図書館の取り組み状況やボランティアによる読み聞かせのイベント等を企画している。

- 会 長： 利用者が買い物でたらに図書を返却できるようになるのはとても利便性が高いものである。3か所というのは、ネコサポステーションが3か所だからか。
- 図 書 館 長： 市内にネコサポステーションが3か所あり、その3か所すべてでサービスが利用できる。
- 会 長： 地図で見ると、多摩センター駅周辺にもあればいいなと感じる。市内各地域に設置できたり、コンビニ等他の企業とも連携ができると良いと思う
- 委 員： ボックスは室内に設置するのか。
- 図 書 館 長： ボックスを店内に設置し、ボックスごと図書館に運ぶことを想定している。今後事業がうまく運用できれば、設置場所を増やしていくことも検討していきたい。
- 委 員： 昔は多摩センター駅にも返却ボックスがあったが。
- 図 書 館 長： 返却ボックスについては、もともと固定型の返却ボックスを設置している。多摩センター駅はバスロータリーにあり、そのほかにも図書館閉館時にも返却できるように各図書館に設置している。今回は、こういった返却ボックスと同じような利用ができるボックスをネコサポステーションの店内に設置するものである。
- 委 員： 貝取地区はすぐ近くに図書館があるが、そこまで行かなくても返却できるのはとても便利である。ボックスが店内にあるため入りづらく感じることもあるが、ネコサポステーションでは居場所づくり等の取り組みもしており、そういった活動を知るきっかけにもつながると思う。
- 図 書 館 長： 利用者の中でも特に高齢者の方が少しでも短い距離で利用できるようになることは利便性の向上につながり、また、ヘビーユーザーではない方にも気軽に利用できるサービスとして考えたものである。
- 会 長： 欲を言えば止まらなくなるが、各コミュニティセンターにボックスを設置したり、ボックスが店内にあることを入口から見てわかるようにしたり、ボックスのデザインをより目立つものにする等の工夫ができると良いと思う。

## 7 多摩市スポーツ推進計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 7】

- スポーツ振興課長： 多摩市スポーツ推進計画の策定経緯について、昨年度から計画策定に着手し、市民へのアンケート調査やワークショップ、スポーツ団体へのヒアリング等の市民意見を踏まえ、学識経験者やスポーツ関係者、公募市民から構成されたスポーツ推進審議会で議論を行い、さらに教育委員会での協議を経て策定した。
- 計画策定の趣旨として、スポーツが有する価値や意義、期待される役割の重要性を踏まえ、市民誰もが健康で幸せに過ごせるまちを目指し、スポーツの推進を通じて本市の豊かで活気あるまちづくりに寄与することを目的としている。計画の期間は令和2年度から10年間を基本としている。本計画での「スポーツ」の定義は、いわゆる競技スポーツだけでなく、健康づくりのウォーキングや体操、介護予防のトレーニング、子ども同士や親子での遊びといった身体的活動をはじめとして、野外活動やレクリエーション等も含めて幅広く「スポーツ」を捉えている。また、スポーツへの関わり方として、国や東京都のスポーツに関する計画では「する」「みる」

「ささえる」の3つの関わり方を挙げているが、本計画を推進する中で多摩市らしいスポーツへの関わり方を新たに育んでいきたいと考えている。また、計画の基本理念である「健康」「活力」「共生」に基づいて、「スポーツで創り出す『みんなが笑顔』でつながるまち 多摩」を基本目標としている。これは、本市で生活する市民を始め、本市で働き・学び・遊ぶ来街者等も含め、本市に関わるすべての人がスポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくりを目指すものである。施策体系としては、スポーツによる効果を地域やまちづくりへと広げるため、「1 スポーツに触れる」「2 スポーツを楽しむ」「3 スポーツを継続する」「4 スポーツライフを創出する」「5 まちづくりへつなげる」という5つの施策の柱を立てている。各施策の展開の中で重点施策を設定しており、現在弱い部分や力を入れて取り組む施策になっている。それぞれ、柱1では街なかにはスポーツのある風景づくり、柱2では働く世代が手軽にできるスポーツの普及・啓発及びだれもが楽しめるスポーツ環境の創出、柱3ではスポーツ団体の活動支援、柱4ではスポーツを通じた仲間づくり、柱5ではスポーツによる地域コミュニティ活動の促進を設定している。計画の推進に向けて、コミュニケーション（情報・対話）、コラボレーション（協働・共創）、カルティベーション（育成・向上）の3つの推進力を活用することで実行性・実効性を高めながら計画の実現を目指していきたい。

今後は、カラー版でスポーツ推進計画の冊子を作成し、小中学校を始め、コミュニティセンター、公民館、図書館、健康センター、総合体育館等に設置し、市民が手に取ってスポーツを始めるきっかけにつながることや、スポーツをしている方が継続するための資料にしていきたいと考えている。

- 委員： 概要版の4ページに書いてある「アダプテッド・スポーツ」とは何か。
- スポーツ振興課長： 少し馴染みのない言葉だが、ニュースポーツ的なもので、障がいのある方をはじめ、だれもが参加できるスポーツの総称として使われている。
- 委員： 一般の方にも分かりやすいようにしていただきたい。
- スポーツ振興課長： 市民向けに説明をする際は丁寧に補足説明するとともに、市公式ホームページ等で公開する際は注意書きを入れて対応したい。
- 会長： 地域のスポーツクラブの取り扱いについて、新しい位置づけはあるのか。
- スポーツ振興課長： 児童・生徒にはアスリートの教育の一環として、読売巨人軍と連携協定を締結し、現役の選手を学校に招いた体験や触れ合いの機会を設けている。また、キャノンイーグルスと連携して2月にラグビー教室を開催したり、先月は東京ヴェルディの協力のもとで清掃工場を会場にサイクリング教室を開催し、様々なスポーツと触れ合う機会を作っている。
- 先程の説明の補足で、「アダプテッド・スポーツ」については概要版4ページ及び本編32ページの用語解説の中で簡単に説明している。
- 委員： 概要版3ページ、柱2の2の取り組み例に挙げられている「外遊びの推進」とは具体的にどのような取り組みを指すのか。
- スポーツ振興課長： 今現在具体的な施策があるものではないが、今後公園緑地課や小中学校と連携して

放課後等の時間で安全に外遊びできる環境について検討していきたい。

委員： 近頃ではボール遊びを禁止する公園が増えていると新聞で拝見した。昔は公園や広場で自由にキャッチボール等のボール遊びができたが、今は公園に行ってもできる遊びが限られている。公園緑地課と良く調整していただきたい。

スポーツ振興課長： 確かに公園に行くと「禁止事項」が書かれている看板をよく見かける。その経緯として、多摩市では公園を住宅地の中に計画的に設けており、近隣への配慮やスペースの問題で制限が生じる。一定のスペースがある公園については、公園緑地課と連携して地域の方々のご理解も得ながら検討していきたい。

会長： 分煙と同じような考え方で、スポーツができる区画や火が使える区画、それからいわゆる冒険活動の場が確保できると良い。一方で、eスポーツはインドアではあるが広がりつつあることも含めて、こういったことを出発点として計画の実現に向けて必要なことを市民と一緒に考えながら取り組んでいただきたい。

会長： 以上で、本日の予定は全て終了した。次回定例会は、令和2年2月20日木曜日14時30分からである。会場は決まり次第事務局より連絡する。

(1時間10分)

(閉会時刻15時40分)

会議規則第10条第4項によりここに署名する。

令和2年2月20日

会長

委員